三十一　ハイリスク妊娠管理加算の施設基準等
(1)　ハイリスク妊娠管理加算の施設基準
イ　産婦人科又は産科を標榜する保険医療機関であること。
ロ　当該保険医療機関内に専ら産婦人科又は産科に従事する医師が一名以上配置されていること。
ハ　公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施していること。
(2)　ハイリスク妊娠管理加算の対象患者
妊婦であって、別表第六の三に掲げるもの
三十二　ハイリスク分娩等管理加算の施設基準等
(1)　ハイリスク分娩管理加算の施設基準
イ　当該保険医療機関内に専ら産婦人科又は産科に従事する常勤医師が三名以上配置されていること。
ロ　当該保険医療機関内に常勤の助産師が三名以上配置されていること。
ハ　一年間の分娩実施件数が百二十件以上であり、かつ、その実施件数等を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
ニ　ハの掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。
ホ　公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施していること。
(2)　地域連携分娩管理加算の施設基準
イ　(1)を満たすものであること。
ロ　周産期医療に関する専門の保険医療機関との連携により、分娩管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(3)　ハイリスク分娩管理加算及び地域連携分娩管理加算の対象患者
妊産婦であって、別表第七に掲げるもの
三十三から三十三の五まで　削除
三十三の六　精神科救急搬送患者地域連携紹介加算の施設基準
(1)　救急患者の転院体制について、精神科救急搬送患者地域連携受入加算に係る届出を行っている保険医療機関との間であらかじめ協議を行っていること。
(2)　精神科救急搬送患者地域連携受入加算に係る届出を行っていない保険医療機関であること。
三十三の七　精神科救急搬送患者地域連携受入加算の施設基準
(1)　救急患者の転院体制について、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算に係る届出を行っている保険医療機関との間であらかじめ協議を行っていること。
(2)　精神科救急搬送患者地域連携紹介加算に係る届出を行っていない保険医療機関であること。
三十四及び三十五　削除
三十五の二　呼吸ケアチーム加算の施設基準等
(1)　呼吸ケアチーム加算の施設基準
イ　人工呼吸器の離脱のために必要な診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
ロ　当該加算の対象患者について呼吸ケアチームによる診療計画書を作成していること。
(2)　呼吸ケアチーム加算の対象患者
次のいずれにも該当する患者であること。
イ　四十八時間以上継続して人工呼吸器を装着している患者であること。
ロ　次のいずれかに該当する患者であること。
①　人工呼吸器を装着している状態で当該加算を算定できる病棟に入院（転棟及び転床を含む。）した患者であって、当該病棟に入院した日から起算して一月以内のもの
②　当該加算を算定できる病棟に入院した後に人工呼吸器を装着した患者であって、装着した日から起算して一月以内のもの
三十五の二の二　術後疼痛管理チーム加算の施設基準
(1)　麻酔科を標榜する保険医療機関であること。
(2)　手術後の患者の疼痛管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

三十五の三　地域支援・医薬品供給対応体制加算の施設基準
(1)　地域支援・医薬品供給対応体制加算1の施設基準
イ　後発医薬品の使用を促進するための体制が整備されていること。
ロ　当該保険医療機関において調剤した保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号。以下「薬担規則」という。）第七条の二第一号に規定する後発医薬品（以下単に「後発医薬品」という。）のある薬担規則第七条の二第一号に規定する新医薬品（以下「先発医薬品」という。）及び後発医薬品を合算した薬剤の使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）別表に規定する規格単位ごとに数えた数量（以下「規格単位数量」という。）に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が九割以上であること。
ハ　医薬品の供給が不足等した場合に当該保険医療機関における治療計画等の見直しを行う等、適切に対応する体制を有していること。
ニ　後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいる旨並びにハの体制に関する事項並びに医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性があること及び変更する場合には入院患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
ホ　ニの掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。
(2)　地域支援・医薬品供給対応体制加算2の施設基準
イ　後発医薬品の使用を促進するための体制が整備されていること。
ロ　当該保険医療機関において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が八割五分以上であること。
ハ　(1)のハからホまでの要件を満たしていること。
(3)　地域支援・医薬品供給対応体制加算3の施設基準
イ　後発医薬品の使用を促進するための体制が整備されていること。
ロ　当該保険医療機関において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が七割五分以上であること。
ハ　(1)のハからホまでの要件を満たしていること。
三十五の三の二　バイオ後続品使用体制加算
(1)　バイオ後続品の使用を促進するための体制が整備されていること。
(2)　バイオ後続品のある先行バイオ医薬品（バイオ後続品の適応のない患者に対して使用する先行バイオ医薬品を除く。以下同じ。）及びバイオ後続品の使用について、十分な実績を有すること。
(3)　バイオ後続品の使用に積極的に取り組んでいる旨を、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
(4)　(3)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。
三十五の四　病棟薬剤業務実施加算の施設基準
(1)　病棟薬剤業務実施加算1の施設基準
イ　病棟ごとに専任の薬剤師が配置されていること。
ロ　薬剤師が実施する病棟における薬剤関連業務につき、病院勤務医等の負担軽減並びに薬物療法の有効性及び安全性に資するために十分な時間が確保されていること。
ハ　医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設を有すること。
ニ　当該保険医療機関における医薬品の使用に係る状況を把握するとともに、医薬品の安全性に係る重要な情報を把握した際に、速やかに必要な措置を講じる体制を有していること。
ホ　薬剤管理指導料の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関であること。
ヘ　薬剤総合評価調整業務及び退院時薬剤情報管理指導につき十分な実績を有していること。